

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月21日 14時30分頃
発生場所	沖縄県宮古島市久松漁港西南西方沖 久松港南水路第5号立標から真方位256°1,020m付近 (概位 北緯24°46.7′ 東経125°15.2′)
事故の概要	水上オートバイブラックパールは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年9月9日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ブラックパール、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-55244 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 低潮時、潮高 約24cm（平良）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者2人を乗せ、久松漁港北西方沖に位置するユニの浜に向け、宮古島市来間前浜港（前浜地区）を出航した。</p> <p>船長は、目視で操船に当たり、同乗者と会話をしながら体感で約10～20km/hの対地速力で久松漁港西南西方沖を航行中、船底からの振動を感じるとともに本船が停止したので、本船が浅所に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、本船が自力離礁できなかったので、知人に連絡して来援を依頼し、同乗者と共に到着した知人の水上オートバイに乗って付近の陸上に移動した。</p> <p>海上保安庁は、本船が乗り揚げているのを見た一般の人からの通報を受けて本事故発生場所に向かい、付近の陸上に移動していた乗船者3人の無事を確認した。</p> <p>船長は、その後、潮位が上がるのを待ち、同じ知人の水上オートバイで本船に向かって移乗し、本船は自力で与那覇前浜港に帰航した。</p> <p>船長は、ふだんユニの浜北東方に位置するパイナガマビーチ付近から出航しており、ユニの浜南方から同浜に向けて航行するのは本事故当時が初めてであった。</p> <p>久松漁港周辺は、北西方沖から南方沖に渡って浅所が拡延する地形であった。</p> <p>(図1 参照)</p>



図1 事故発生場所概略図

※国土地理院ウェブサイトの地理院地図を使用

**分析**

本船は、低潮時、浅所が拡張する久松漁港西南西方沖をユニの浜に向けて航行中、船長が、同乗者と会話をしながら操船に当たり、海底の起伏を注意して見ていなかったことから、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。

**原因**

本事故は、低潮時、本船が、浅所が拡張する久松漁港西南西方沖をユニの浜に向けて航行中、船長が、同乗者と会話をしながら操船に当たり、海底の起伏を注意して見ていなかったため、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・水上オートバイの船長は、航行中、同乗者との会話等を控えて操縦に専念し、早期に浅所を発見できるよう周囲の見張りを適切に行うこと。
- ・船長は、浅所が拡張する海域を航行する際、目視で浅所の位置が確認できないなど航行の可否が判断できない場合は、同海域での航行を取りやめること。
- ・船長は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。